



樹林地維持管理助成制度について

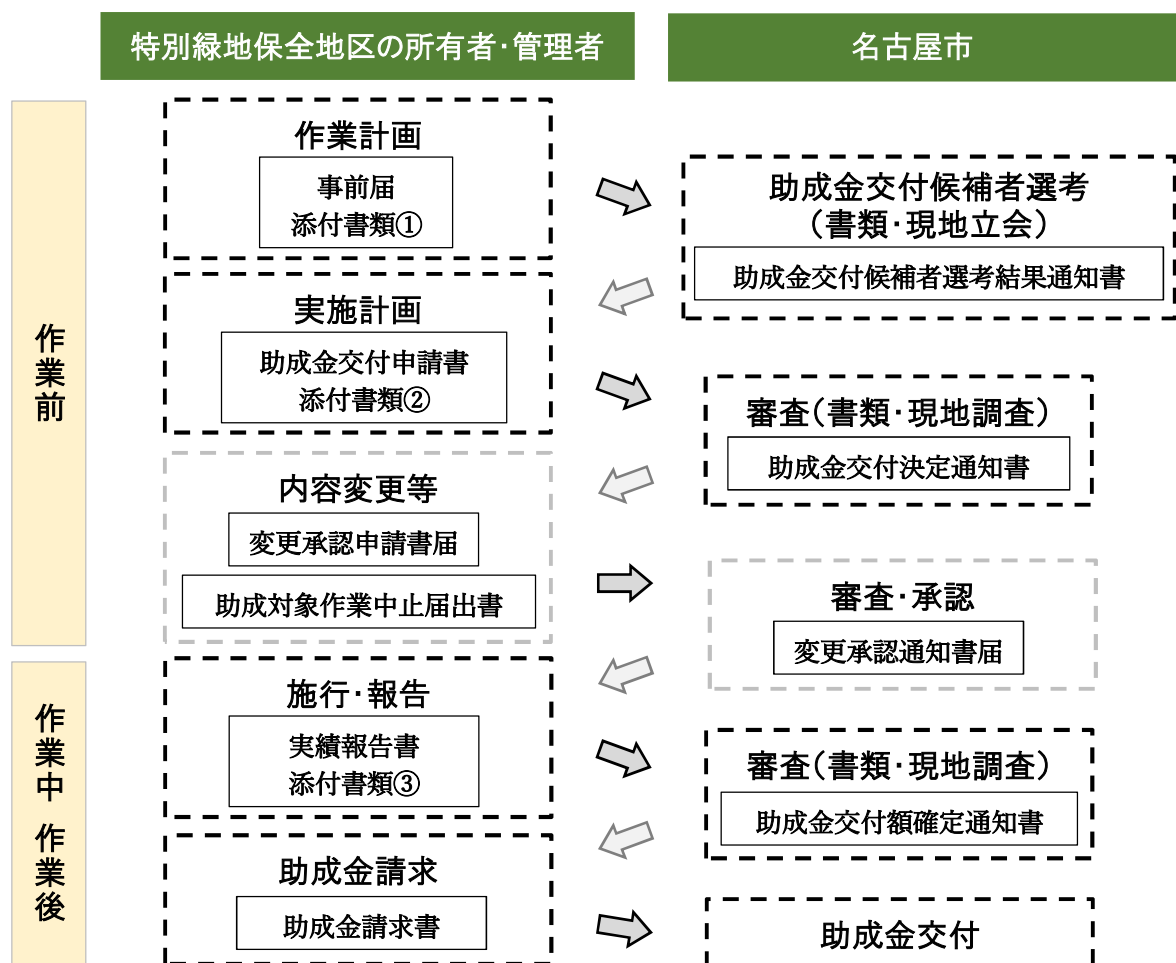
名古屋市では、都市の中に残された樹林地などの貴重な緑地を特別緑地保全地区として位置づけています。特別緑地保全地区の樹林地が、健全で良好な緑地として保全されるように、倒木の恐れのある危険樹木や公道等に著しく越境しているなど支障となっている樹木の伐採・剪定に係る費用の一部を助成しています。

制度の概要

対象区域	民有の特別緑地保全地区の樹林地
助成対象樹木	・傾斜、枯死等していて、<u>荒天候などによる倒木の恐れがあり、その危険が隣接地又は樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所</u>にまで及ぶ樹木（すでに倒木している樹木を含む）や、生育している地盤が不安定で、土砂崩壊を引き起こす恐れがあり、その危険が隣接地又は樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所 ・<u>隣接地又は樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる樹木</u>や、電線又は電話線に接触している、または接触する恐れがある樹木（障害樹木）
助成対象作業経費	・危険樹木の伐採、障害樹木の剪定・伐採作業に係る経費 ・それに伴う、運搬・処理作業に係る経費 ・樹木医による樹木の危険度判定のための経費
助成額	・作業経費合計の1/2の金額を助成します（千円未満切り捨て） ・助成金額の上限は150万円です。
助成の条件	・助成対象となる作業は、申請時に未施行で、2026年3月13日（金）までに、作業を完了し、書類を提出できること。 ・過去2年間に当該助成を受けていないこと。



手続きの流れ



※ 助成金の交付申請時、完了時には以下の添付書類の提出が必要となります。

- ① 事前届添付書類
助成対象作業実施場所の詳細図、対象樹木の状況写真
- ② 交付申請書添付書類
経費を証明する書類（見積書等）、作業箇所の位置図、作業に係る図面（計画平面図）、
現況写真（作業の着手前の写真）、土地の所有を証明する書類（登記事項証明書等）等
- ③ 実績報告書添付書類
支払い領収書の写し、写真（完了後）、廃棄物の処理に係る伝票の写し（廃棄物処理を行った場合。）

申込方法

事前届 受付期間	2025 年 4 月 2 1 日（月）～ 9 月 3 0 日（火） ・ 受付期間内でも予算の範囲を超える時点で受付を終了します。
受付場所	名古屋市役所 緑地維持課 民有地緑化担当 （市役所西庁舎 5 階）

お問合せ先

名古屋市 緑政土木局緑地部緑地維持課 電話：052-972-2465
HP：名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

特別緑地保全地区

検索